平成 28 年 1 月 21 日 告示第 6 号

(目的)

第1条 この要綱は、町と協力事業者等が連携して、町全域で高齢者等に対する見守り活動を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 協力事業者等 町内で活動する事業者(従事者を含む)、団体及び個人で、 次条に規定する活動申出書を提出した者をいう。
 - (2) 高齢者等 次のいずれかに該当する者であって、町内に居住する者をいう。 ア 概ね 65 歳以上の者
 - イ 障害があり日常生活に心配がある者
 - ウ その他町長が必要と認めた者
 - (3) 見守り活動 協力事業者等が日常業務及び日常生活において、高齢者等を対象として行う、声掛け又は様子の確認をいう。

(見守り協定)

- 第3条 協力事業者等として見守り活動をしようとする、町内で活動する事業者 (従事者を含む。)は、嵐山町高齢者等見守り活動申出書(様式第1号)を町に 提出し、嵐山町高齢者等見守り活動協定書(様式第2号)により、当該協定を締 結するものとする。
- 2 協力事業者等として見守り活動をしようとする、団体及び個人は、嵐山町高齢 者等見守り活動申出書(様式第1号)を町に提出し登録をするものとする。

(事業内容)

- 第4条 協力事業者等は、無理のない範囲で見守り活動を行い、徘徊の疑い、室内からの怒号、郵便受け等の郵便物の管理状況、雨戸の開閉状況、その他これらに類似する日常生活において明らかに心配がある高齢者等をみつけた場合には、速やかに町に通報するものとする。
- 2 町は前項の規定により通報を受けた場合、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(公表)

第5条 町長は、第3条の規定により協定を締結した協力事業者等の名称を町のホームページ等により公表することができる。

(守秘義務)

第6条 協力事業者等は、見守り活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、また、同様とする。

(情報提供)

第7条 町は、毎年5月末までに前年度の見守り活動実施状況を嵐山町高齢者等見 守り活動事業実施状況書(様式第3号)により、協力事業者等に情報提供するも のとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

嵐山町高齢者等見守り活動申出書

年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

事業者等名称

代表者氏名

私は、嵐山町高齢者等見守り活動事業の趣旨に賛同し、協力事業者等として申し 出ます。

事業者等名称	
代表者氏名	
所在地	〒 一
電話番号	
連絡担当者	

嵐山町高齢者等見守り活動協定書

嵐山町(以下「甲」という。)と協力事業者等のうち町内で活動する事業者(従事者を含む。)(以下「乙」という。)は、高齢者等に対する見守り活動の実施に関し、嵐山町高齢者等見守り活動事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙とが協力し、高齢者等に対する見守り活動を実施する ことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくることを 目的とする。

(事業の内容)

- 第2条 乙は、日常業務及び日常生活において、高齢者等に対する見守り活動を無理のない範囲で行い、徘徊の疑い、室内からの怒号、郵便受け等の郵便物の管理状況、雨戸の開閉状況、その他これらに類似する日常生活において明らかに不自然な状況(以下「異変」という。)を生じた高齢者等をみつけた場合には、速やかに甲に通報するものとする。
- 2 見守り活動における甲への通報に係る費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、異変により高齢者等の生命、身体等に危険が切迫していると思慮する場合又は深夜等で甲へ通報している間に高齢者等の生命、身体等に重大な危険があると思慮する場合は、甲への通報に先立ち、所轄の消防署又は警察署に通報するものとする。
- 4 甲は、乙からの第1項の通報を受けたときには、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(公表)

第3条 甲は、乙の名称等を町のホームページ等で公表することができる。ただし、 乙が公表を希望しない場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第4条 乙は、見守り活動の実施において知り得た情報を漏らしてはならない。協力事業者等でなくなった後も、また、同様とする。

(情報提供)

第5条 甲は、毎年5月末までに、前年度の見守り活動実施状況を嵐山町高齢者等 見守り協定事業実施状況書(実施要綱 様式第3号)により乙に情報提供するも のとする。

(免責)

第6条 乙は、第2条第1項の規定による通報の実施の有無にかかわらず、甲に対し、一切の責を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協 定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙からの協定の更新について特 段の申出がない場合は、有効期限を1年間更新するものとし、その後も同様とす る。

(協定の解除)

- 第8条 乙は、甲に対する申出により、この協定書を解除することができる。
- 2 甲は、乙が見守り活動に協力するに当たり、実施要綱若しくはこの協定書に違 反したとき、又は不適切な事由があると認めたときは、この協定書を解除するこ とができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生 じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

年 月 日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1 甲 嵐山町 嵐山町長 氏名 印

嵐山町高齢者等見守り活動事業実施状況書

年	月	日

協力事業者等名称 代表者 氏 名 様

嵐山町長 氏 名 印

年度嵐山町高齢者等見守り活動の実施状況を下記のとおり通知いたします。

総通報件数 件

支援につながった件数 件

通報と対応の状況

	月	日		
嵐山町		地内		
通報内容:				
対応:				